

一般社団法人 責任あるまぐろ漁業推進機構
役員報酬規程

(総 則)

第1条 一般社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構の役員に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬は、常勤役員については経常報酬、通勤手当とし、非常勤役員については支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 役員報酬は、毎月25日（ただし、その日が休日に当たるときは前日に繰上げ、繰上げた日が休日に当たるときは更に繰上げた日）に、その月の月額的全額から租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除し支払う。

(経常報酬)

第4条 常勤役員を経常報酬の額は、次のとおりとする。

専務理事 年額 10,000,000円

使用人兼務理事 原則として給与規程の定めるところにより職員の給与として支給する。

但し、兼務の状況により役員報酬を職員給与と区別して支給する必要がある場合は、その区分について理事会の承認を得て、会長が別に定める。

- 2 新たに常勤役員となった者には、その日から経常報酬を支給する。
- 3 常勤役員が離職したときは、その日まで経常報酬を支給する。
- 4 前2項の規定により経常報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その経常報酬の額は、その月の全日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 5 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の経常報酬の

全額を支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、常勤役員が通勤のため有料の交通機関を利用（利用距離1キロメートル以上の場合に限る。）する場合に月額により支給する。

- 2 新たに常勤役員となった者の通勤手当は、就任の日から日割りにより支給する。また、月の途中で順路又は交通機関の変更等による通勤手当の額の変更は、その事実の届出のあった翌月から支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(実施細則)

第6条 役員報酬の支給手続きその他この規定の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月24日から施行する。